

社会福祉法人日本聴導犬協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本聴導犬協会（以下「協会」という。）の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、報酬はなく、旅費交通費のみを支払う。

2 旅費交通費の支給額は、協会の「非常勤の役員等の旅費、交通費に関する規程」による。

(役員の勤務報酬等)

第4条 会長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額 5,000 円の報酬、及び旅費交通費を支払う。

2 理事が理事会以外の日に、会長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、日額 5,000 円の報酬、及び旅費交通費を支払う。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、日額 5,000 円の報酬、及び旅費交通費を支払う。

4 旅費交通費の支給額は、協会の「非常勤の役員等の旅費、交通費に関する規程」による。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

交通費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実費	12,000 円以下	0 円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができるが、「非常勤の役員などの旅費、交通費に関する規程」に準ずる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する理事は、報酬の日額は支給しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。